

西郷村の人口及世帯数
(47.6.1現在)

世帯数	2,300
人口	10,451
男	女
5,193	5,258



発行日 昭和47年6月10日

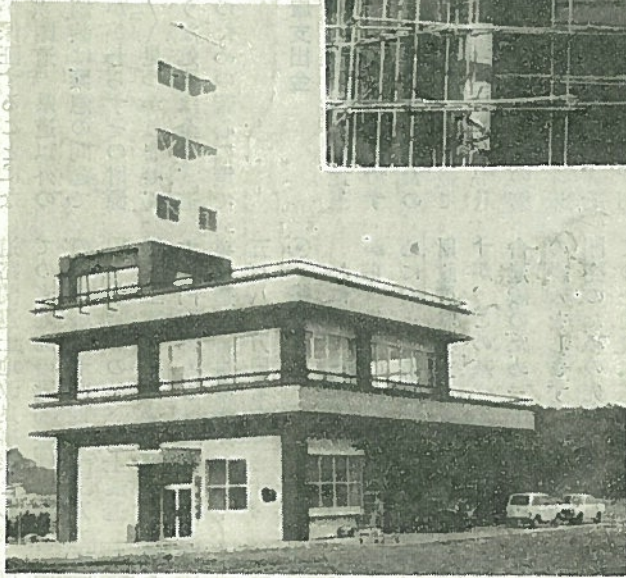
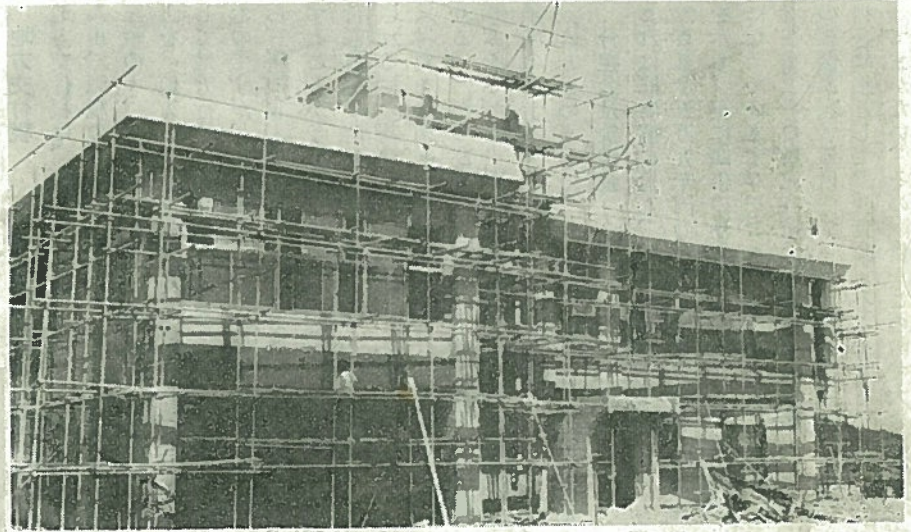
発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・4番・7番
編集発行
企画課
印刷所
ワタベ印刷所

〔写真下〕

新築完成した

広域市町村圏消防

西郷分署



〔写真上〕

完成間近な村役場

動き出した新年度(47年度予算決まる)

懸案がいつぱい

昭和四十七年度も二ヶ月を経過しようとして、新しい予算のもとに、村の行政も新しい行進をはじめました。

昭和四十七年度予算は、三月十一日、村議会第一回定例会に提出され、慎重審議の結果原案通り議決決定しました。

今年度は国内全般にわたり、いわゆるドルショックのあおりを受け、景気後退を余儀なくせられ、村の財源の主要部分を占める村税地方交付税の額のとらえ方が極めてむずかしく、歳入の面から、緊縮財政の必要な年であります。

一方歳出の面から申しますと、何と云っても大事業である役場新庁舎完成の年であり、そのための経費はどうしても計上しなければなりません。更に高速自動車道、東北新幹線の建設に対応する地域諸条件の整備はまことに緊急を要するものがあります。更に、とかく今迄経済伸長に重点がおかれがちで、力をそそぎきれなかった、生活の尊重、福祉の向上に対する国内全般の要求は一挙に爆発した観があり、村でも決しておくれをとることは許されません。又、農業を中心として来たわが村に、時代に対応する農業施策は、一日として欠かすことはできません。

これらの必要欠くべからざる行政要求を限られた財源の中で、せいっぱいに盛りこんだのが、新年度予算の姿です。

それで結局昨年度比二十一パーセント増の六億三千万円という大型予算が実現いたしました。

一般会計予算

それでは、新年度予算をまず財源の面から見てまいりましょう。(グラフを参照して下さい)

● 最初に村税ですが、これは昨年度当初に比し、二十九パーセントののびを示しています。これは法人村民税などは昨年度からの景気後退で減税見込みですが個人村民税と固定資産税ののびが大きなものです。個人村民税は、土地の譲渡所得が大きくひびき、固定資産税は、家屋の新築による増税と、昭和化成品株式会社

の償却資産の新規課税が大きく影響しています。又入湯税も一人当り二十円から四十円にアップしたことにより倍額が見込まれますこのアップ分は、温泉の火災予防対策に使われることになります。

● 次に地方譲与税が今年から新設されましたが、これは、自動車重量譲与税です。昨年度途中から、四ヶ月分が交付されましたので今年度はその三倍を見込んで計上しております。

● 娯楽施設利用税交付金

これは昨年度の二四〇パーセントが、計上されていますが、昨年度途中からゴルフ場で、利用者の納める利用税(県税)の中、三分の一が村に交付されるよう(今までは六分の一)改正されましたので、予算がアップしたのです。

● 地方交付税

地方交付税は、所得税、法人税、酒税のいわゆる国税三税の中、その百分の三十二を、地方公共団体に交付して地方行政の財源とするものですが、今年、これら三税の収入ののびが鈍化するが予想され一方交付額算定の時に、差引額とされる村の基準財政収入額(村税を基準として計算される。)がのびることが予想されたため、見積りを昨年度の九十八・八パーセントにとどめました。

● 分担金及負担金

これは昨年度に比し、五千二百五十五万九千円のもの示し、実に四倍の予算額になっていますが、これは現在施工中の農免農道などの舗装に当てる財源で、分担金は主として、融資によってまかない、その融資

は、村が保証することになります。国道、県道以外の道路の舗装は緊急の問題であるにかかわらずその財源はなか／＼見つかりませんこのような処置は全く、道路舗装のための苦心の策です。

● 国庫支出金

これは全体で昨年度比三・四パーセントののびですが、その内容で目立ったのは国の児童手当の負担金です。今年の一月から、十八歳未満の子供の中、その第三子以下で、それが五才未満の児童であるときは、その児童一人につき月三千円の手当を支給していますがこの国庫負担金が九百六十七万二千円見込まれています。教育費の国庫負担金は今年、屋体建設等の大きな建設事業がありませんので八百九十万円ほど減額となっております。

● 県支出金

国庫補助金では、防衛施設庁関係の土木事業補助金の四千五百五十万円が大きいものです。

● 県支出金

県支出金は昨年度比十九パーセントののびですが、この中で大きなのは、高速

● 繰入金

道路関連土地改良事業としての米地区の圃場整備事業の補助金五千四百三十三万円です。この外、台上農道舗装工事の補助金四百二十六万円があります。又、林業構造改善事業補助金一千五百八十万円もあります。

● 繰入金

村には、歳計剰余金の中から、特別の財政需要のために備えて積立てておいた財政調整積立基金がありますが、この基金から今回庁舎建設のため一千九百万円の繰入をします。又、地域開発のための先行投資としての土地購入基金として積立ててあった土地開発基金から、今回道路敷買収費として、六百十四万円の繰入れをします。

● 村債

村債で大きいのは三千二百七十万円の役場庁舎の建設費です。更に、村民プール建設のための四百四十万円があります。又、昨年度一千六十万円もあった道路改良のための村債がなくなつて、その代り、融資を裏付けにした道路舗装のための分担金が設けられました。

● 歳入

以上、歳入のあらましをご説明しましたが要するに道路改良舗装や、庁舎建設農業基盤整備、社会福祉等のため、国、県補助金、融資繰入金をフルに活用して大型予算化したのが今年度予算の歳入の姿といえます。

● 歳出

次に、歳出の面を見てまいります。

● 議会費

昨年比二百十四万円のアップですがこれは、三月定例会の条例改正による議員報酬のアップのためです。

● 総務費

これは一億六千五百四十万円で昨年度四十七パーセントののびですが、この中で大きいのは役場庁舎建設のための七千九百五十七万円の予算です。新庁舎は諸設備諸経費を入れて一億三千万円で昨年度から続き工事を進めています。鉄筋コンクリート二階建て、一千七百九十八平方メートルのものが八月に完成する予定です。

● 衛生費

衛生費では、中通り簡易水道建設のための村負担金百七十万円や、伝染病、成人病などの対策費、し尿処理、ごみ処理場の負担金などが計上されています。

本構想の樹立で今年度は実施計画までやることになります。

● 民生費

民生費の中で目立つのは歳入の所で説明しました児童手当が総額で一千二百二十四万円計上されたことです。これは、五才未満の児童で該当者三百四十人分が予算化されたものです。

又、一の次に建設された社会福祉法人牧人会の経営する精神薄弱児施設白河めぐみ学園に四十六年度で百五十万円が補助されましたが、今年度更に百五十万円の補助金が計上されています。

その他、老人家庭奉仕や敬老会、老人健康診査委託料、敬老年金、健康保険医療給付の七十五才以上老人の百パーセント給付のための扶助費など、老人対策費二百五十四万円が計上されています。

● 衛生費

衛生費では、中通り簡易水道建設のための村負担金百七十万円や、伝染病、成人病などの対策費、し尿処理、ごみ処理場の負担金などが計上されています。

● 農林水産業費

この款は、庁舎建設費の含まれる総務費の次に多額の予算が計上されていますが、この中で大きいのは、農道舗装や水路、用水池工の四千八百万円、米地区の圃場整備事業の八千三百六十万円、追原地区の国土調査事業の八百万円、林業構造改善事業の二千二百五十万円等が上げられます。これらの細目は、事業の具体化とともにお知らせします。

● 土木費

土木費では村道の改良舗装に力をいれていますが、村道原中四ツ門線、その他改良舗装に四千八百八十万円、追原工兵橋のかけかえに一千万円が計上されています。

● 教育費

教育費全体では昨年度比二十三・八パーセントの減少ですが、これは小田倉小学校の屋体建設のような大きな施設が今年度はないこと、又、スクールバス二台の購入が昨年度あったのに今年はないこと、などが大きく影響しております。以上歳出の面のあらましを説明いたしました。

特別会計予算

特別会計の方で特にご説明いたしますと、まず、国

保会計で、昨年度比二十六・七パーセントの予算のアップがありました。これは七十五才以上の老人の医療給付が百パーセントになったこと、医療費の値上りによるもので、これにともない保険税で、二十五パーセントの増、国庫支出金で二十六・四パーセント増が見込まれています。

● 簡易水道では、小田倉

と北部地区の加入者と使用量のびで、総予算額が、昨年度比四十一・七パーセントのびることが見込まれています。

● 中通り簡易水道今年度

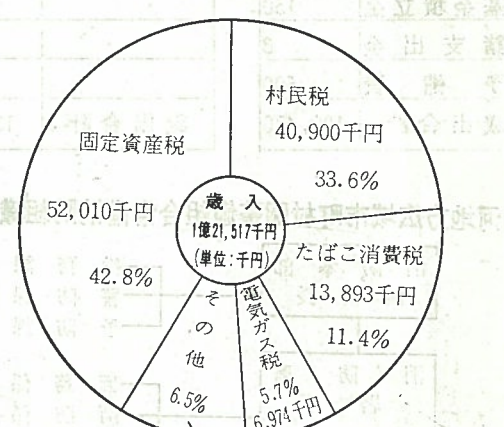
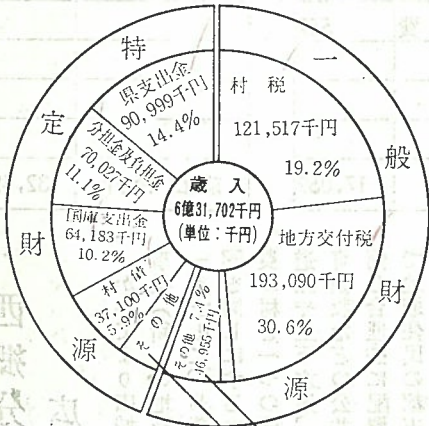
で工事完了し折口折口原方に給水できるようにあります。総予算額三千二百四十九万円の中国庫補助金一千九百四十九万円は、自衛隊演習場関係の補助金で、附近の住民に及ぼすいろいろな迷惑に対し補償する意味のものであります。

● 有線放送電話特別会計

昨年度比十五・七パーセントのびが、これは人件費等ののびがそのおもなものです。以上今年の予算は、限られた財源の中で、経常費等をきびしく制限し、ぜひとも必要事業はあらゆる方策をつくしてその財源確保につとめ不況下において大型予算を成立させたものであります。逐次お知らせしてまいります。

昭和47年度一般会計予算

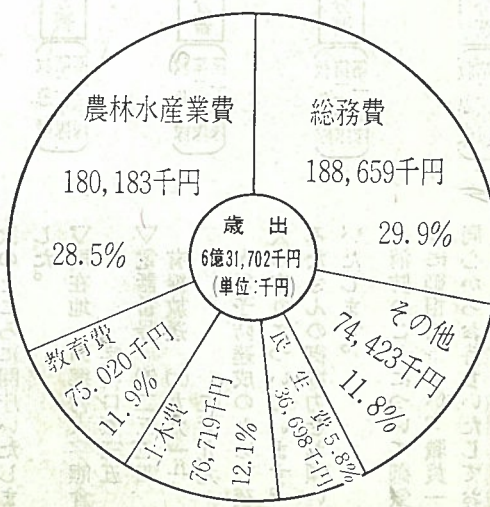
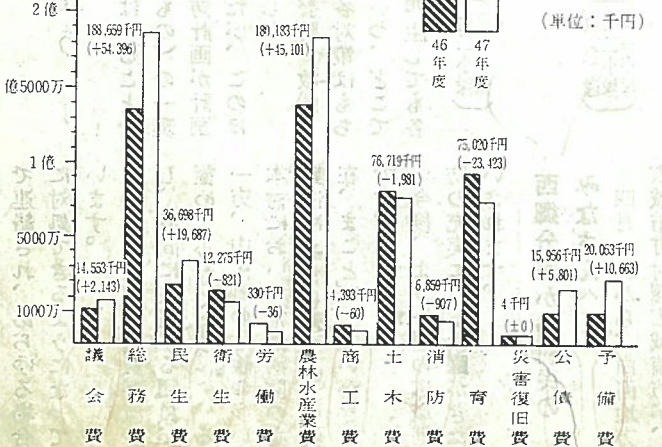
＝ 村税のなかみ ＝



地方譲与税	4,908千円
交通安全特別交付金	190千円
自動車取得税交付金	4,998千円
娯楽施設利用税交付金	5,514千円
繰入金	25,140千円
繰越金	3,590千円
国有財産施設等所在市町村助成交付金	1,915千円
諸収入	709千円
使用料及手数料	3,150千円
財産収入	420千円
寄附金	3,582千円
雑収入	379千円
その他	7,531千円 1.2%

軽自動車税	3,449千円
木材取引税	101千円
入湯税	4,184千円
旧法による税	1千円

科目別歳出予算前年比較



昭和47年度特別会計予算

国民健康保険

簡易水道

有線放送電話

中通り簡易水道

歳入(単位:千円)

款	予算額
1.国民健康保険料	32,274
2.使用料及手数料	20
3.国庫支出金	51,016
4.県支出金	154
5.繰越金	25,000
6.財産収入	85
7.諸収入	289
歳入合計	109,470

款	予算額
1.水道事業収益	11,259
2.分担金及金	765
3.分担金及金	220
4.繰入金	600
5.繰越金	500
6.諸収入	2
歳入合計	13,346

款	予算額
1.分担金及金	950
2.使用料及手数料	13,636
3.繰入金	2,431
4.繰越金	1
5.諸収入	41
歳入合計	17,059

款	予算額
1.分担金及金	1,560
2.国庫支出金	19,497
3.繰入金	1,737
4.諸収入	1
5.村債	9,700
歳入合計	32,495

歳出

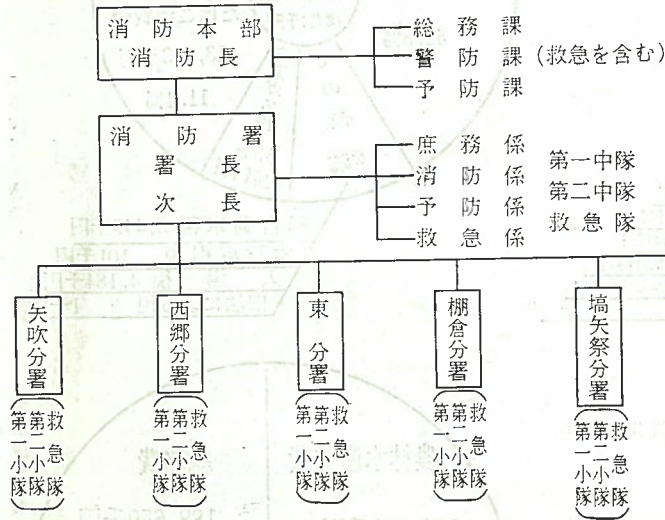
1.総務費	5,579
2.保険給付費	101,472
3.保健施設費	1,766
4.基金積立金	150
5.諸支出金	3
6.予備費	500
歳出合計	109,470

1.水道事業費	8,014
2.公債費	4,007
3.予備費	1,325
歳出合計	13,346

1.総務費	14,069
2.公債費	2,431
3.予備費	559
歳出合計	17,059

1.保健衛生費	32,195
2.予備費	300
歳出合計	32,495

白河地方広域市町村圏整備組合常備消防組織



西郷分署新築完成 広域消防体制整う

かねてより広域市町村圏事業(新しい地域づくりの一環として、日常生活圏を同じにする中心都市と農山村を一つの圏域として道路や上下水道、消防、体育施設などの公共施設を整備し合理的に配置すること地域住民の都市的な生活

水準の向上をはかることをねらいとしたもの)の一環である広域消防計画が計画されていきましたが、このほど完成をみました。

これにより、警防、救急、水防、予防の各対策はもちらんのこと、いつ、どこで非常事態が発生しても各

分署、出張所と本部が無縁で連絡され、あらゆる場合に対処できるようになっています。

特に、消防団要員が減少し、昼間に在宅する団員が極めて少なくなっている一方、山火事の危険の多い本村において常備消防の必要性にせまられていた現在、まことに心強いかぎりです。

今後、より一層の広域消防の充実による活躍がたいされまます。

西郷分署から村民のみなさんへ

四月一日から、白河地方広域市町村圏広域消防が、次のところに開庁いたしました。

▽所在地 西郷村大字熊倉字折口原三五

▽電話番号 (0)二五三四

有線放送 (0)九九一一

二七九九

火災予防達成のため日夜火の守りについています。みなさんの御協力をお願いします。

◇消防のことについて御気軽に御相談下さい。職員一同心からお待ちいたしております。

真の代表を選ぼう

農業委員の改選期を控えて

昭和四十七年七月には、農

業委員会の選挙による委員のうち任期が満了となるものについての一般選挙が全国的に統一して実施されますが、本県では九十四の農業委員会のうち八十一委員会で委員数は一千七百三十四委員のうち一千二百五十三委員の改選が行われます。目下農業をとりまく諸情勢は極めてきびしく、農業委員会の果すべき使命はますます重大となってきており、その意味で今年の選挙は従来にくらべてますます重要度を加えて来たかと申せましよう。

そこで、村内農家の皆さんに、次のチラシ文をよく読んでいただき、きたる七月十四日農業委員の選挙には、皆さんの本当の代表者である立派な人を選んで下さい。

◇農業界における内外の情勢は、皆さんが米の生産調整などで、じかに体験されておられるように、極めてきびしいものになっており

て、市町村に設置されている行政機関であります。農業および農業者の一般の利益を代表する行政機関であり、いわゆる行政機関として、たんに行政施策を推進するだけでなく、農業側の利益を行政施策に積極的に反映させるほか、農業および農業者の利益を代表する諸活動を行なう機関であります。

◇農業委員は、真の農業者の代表であり、みなさんの農業経営や農家生活に直接大きな影響を与える重要な任務をもっています。

このように農業内部の問題が山積している一方では農産物の貿易自由など、わが国の農業は、国際経済の中に急速にまきこまれていきます。

◇農業委員会は、農業および農業者の利益代表機関であり、きびしい農業情勢に対処した活動を実施しており、農業の構造を改善するなどの対策活動が大きく期待されています。

“あなたも技能士になれます”
県は、農業の近代化を図る総合農政の一環として農業以外の産業へ就職を希望する農業者転職訓練を実施しています。これはその就業を容易にし安定した職業生活が得られるよう短期間(三ヶ月間)で新しい職業に必要な技能を身につけうもていただくために行なわれます。

農家の皆さんへ

- (1) 入校願書
- (2) 健康診断書
- (3) 農業者資格認定証明書願書と証明書用紙は農業委員会にありますので入校希望者は六月十五日まで申し込んでください。

殊に西郷村は県内数多くの市町村に先がけて、農村地域工業導入促進法の指定を受け、各種企業の進出が予測されるので、この点から申ししても此の種訓練実施は大いに歓迎するところであります。村の農業者の協力を期待するものであります。

さて、昭和四十七年度において行なわれる農業者転職訓練の実施案内を申し上げます。

一、応募資格
現に農業に従事している者、または過去一年以内に農業に従事していた者で、

二、応募手続
次の書類により農業委員会を通じて、申し込んで下さい。

(1) 入校願書
(2) 健康診断書
(3) 農業者資格認定証明書願書と証明書用紙は農業委員会にありますので入校希望者は六月十五日まで申し込んでください。

三、訓練期間
昭和四十七年六月二十日から九月十九日までの三ヶ月間です。

(訓練時間は日曜祭日を除き毎日午前八時半より午後三時四十分まで実施されます)

四、入校中の特点
(1) 授業料は無料です。ただし、教科書代として約三千円程度の自己負担があります。

(2) 実習用器具および教材は貸与します。

(3) 入校を許可された者のうち、離農者であって、一



【前頁よりつづく】
 定の所得要件等を備え、知事の手当が支給されます。

(イ)基本手当として月額五〇〇円の三十日分が三ヶ月間支給されます。

(ロ)扶養手当として月額配偶者七〇円、十八才未満の子のうち二人まで二〇〇円、その他の子一〇〇円が三〇日分の三ヶ月間支給されます。

(ハ)受講手当として月額二四七円を三ヶ月間支給されます。

(ニ)通所手当、月額八一〇から三五〇〇円を支給されます。

(ホ)寄宿手当、月額六二〇〇円、これは訓練を受けるため、その者によ

り生計を維持されている同居の親族と別居している場合に、当該親

族と別居して寄宿した期間に応じて支給されます。

(ハ)特定職種訓練受講奨励金、月額二〇〇〇円とし、溶接科、板金科、ブロック建築科、左官科、塗装科の訓練を受ける場合に支給し、建築科は除きます。

四、その他
 (1)入校の許可は選考(面接による)後行ないますので各訓練校で指示する選考日(六月十六日頃)には必ず指定の場所(入校を希望する訓練校)にお出かけ下さい。

(2)詳細については、市町村農業委員会にお問い合わせ下さい。

なお、訓練実施校の所在地と訓練科目および募集定員は左表の通りです。

訓練校名、訓練科目定員

二本松校 塗装科 二〇
 石川校 建築科 一〇
 左官科 一〇
 白河校 溶接科 一〇
 会津校 溶接科 一〇
 相馬校 建築科 二〇
 富岡校 板金科 一〇
 ブロック建築科 一〇

税務所だより

◎小額預金利子の非課税扱い
 一人元本百五十万円までは無税

① 預貯金や合同運用信託公社債投資信託、公債、特定の社債などは、預け入れ先の銀行などに対し「非課税貯蓄申告書」を提出しておけば、一人元本百五十万円までの貯蓄の利子に対しては、税金はかかりません

② 国債は、前記の預貯金



五月の行事報告

- とは別わくで、額面百万円までの利子に税金がかかります。
- ③ サラリーマンが、勤労者財産形成貯蓄契約に基づいて行なう貯蓄は、元本百万円までの利子には税金はかかりません。
- ◎ 利子所得に対する税金
 昭和五十年十二月三十一日までの間に支払われる利子に対する所得税は次のようになります。
- 定期預金、貸付信託、金銭信託公社債投信、勤務先預金などの利子については
 ① 利子を受け取る際に所得税を源泉徴収され、その後の申告手続きのいらない分離課税(税率は、四十七年は二〇%、四十八年から五十年までは二五%)
 ② 利子を受け取る際に一五%の所得税を源泉徴収され、ほかの所得と合計して確定申告で精算する総合課税のうち、どちらか有利な方を選択できます。
- | 日 | 行事 |
|--------|---------------------------------------|
| 1 (月) | 定例町村会 |
| 2 (火) | 西白河身体障害者福祉会総会 |
| 4 (木) | 西白河自衛防疫推進協議会総会 |
| 5 (金) | 交通遺児激励金交付
白河めぐみ学園開園式 |
| 7 (日) | 県下消防大会 |
| 8 (月) | 県林業協会理事會 |
| 9 (火) | 西白河郡老人クラブ連合會總會 |
| 10 (水) | 県農業信用基金協會議案説明會 |
| 11 (木) | 矢吹分署(消防)落成式 |
| 12 (金) | 簡易水道協會定期總會 |
| 14 (日) | 新就職者励ましのつどい |
| 15 (月) | 西白河地方視聴覚協議會 |
| 16 (火) | 都市計画協會總會 |
| 17 (水) | 白河地方広域市町村圏整備組合の厚生福祉施設
予定地の検分(青年の家) |
| 18 (木) | 県農地等集団化推進協議會總會
県温泉開発協會總會 |
| 19 (金) | 西白河遺族會連合會總會
白河ただこ販売協同組合總會 |
| 21 (日) | 低開発工業地域視察 |
| 22 (月) | キビタキの森オープン式
白河防犯協會理事會總會 |
| 23 (火) | 消防分署落成式 |
| 25 (木) | 農業信用基金協會總會
林業協會役員會 |
| 26 (金) | 全国山村振興連盟通常總會
羽鳥湖カントリークラブ起工式 |
| 28 (日) | 陸上自衛隊郡山駐屯地創立19周年記念式 |
| 29 (月) | 全国山村振興連盟支部總會
市町村教育委員會白河地方連絡協議會 |
| 30 (火) | 県町村會總會 |
| 31 (水) | 西郷村総合開発審議會 |

